

人民銀行 發展改革委 商務部 國資委  
銀保監會 外匯局聯合發布  
《關於進一步優化跨境人民幣政策  
支持穩外貿穩外資的通知》

為貫徹落實黨中央、國務院關於紮實做好“六穩”工作、全面落實“六保”任務的決策部署，推動形成以國內大循環為主體、國內國際雙循環相互促進的新發展格局，近日，人民銀行會同發展改革委、商務部、國資委、銀保監會、外匯局聯合發布《關於進一步優化跨境人民幣政策 支持穩外貿穩外資的通知》（銀發〔2020〕330號，以下簡稱《通知》），自2021年2月4日起實施。

《通知》共包括五個部分，共十五條，涵蓋圍繞實體經濟需求推動更高水平貿易投資人民幣結算便利化、進一步簡化跨境人民幣結算流程、優化跨境人民幣投融資管理、便利個人經常項下人民幣跨境收付、便利境外機構人民幣銀行結算賬戶使用等五個方面內容。

下一步，人民銀行將會同相關部門做好《通知》落地實施工作，加強對商業銀行的業務指導，持續優化人民幣跨境使用政策，切實發揮跨境人民幣業務服務實體經濟、促進貿易投資便利化的作用。

附件：中國人民銀行 國家發展和改革委員會 商務部 國務院國有資產監督管理委員會 中國銀行保險監督管理委員會 國家外匯管理局關於進一步優化跨境人民幣政策 支持穩外貿穩外資的通知

人民銀行 發展改革委員會 商務部  
國資委員會 銀保監會 外管局  
《クロスボーダー人民元政策のさらなる最適化  
貿易・外資安定の支援に関する通知》を共同で公布

中國共產黨中央委員會・國務院の「六穩（雇用・金融・貿易・外資・投資・期待（マインド）の6つの安定）」業務の着実かつ適切な実施・「六保（雇用・国民生活・市場主体・食糧とエネルギーの安全・産業チェーンとサプライヤーチェーンの安定・社会基盤の運営の6つの保持）」任務の全面的実行に関する方針・手配を徹底・実行し、「国内大循環」を主として、「国内国際双循環」を相互に促進させる新たな発展の枠組み構築を推進するため、近日、人民銀行は、發展改革委員會・商務部・國資委員會・銀保監會・外管局との連合で《クロスボーダー人民元政策のさらなる最適化 貿易・外資安定の支援に関する通知》（銀發〔2020〕330号、以下《通知》）を公布し、2021年2月4日より実施する。

《通知》は、計5節・15条を含み、实体经济のニーズに基づくさらにハイレベルな貿易投資に係る人民元決済利便化の推進・クロスボーダー人民元決済フローのさらなる簡素化・クロスボーダー人民元投融資管理の最適化・個人經常項目人民元クロスボーダー受払の利便化・国外機構の人民元銀行決済口座使用の利便化などの5方面の内容を包括している。

続けて、人民銀行は、関連部門と共同で《通知》の実現・実施業務を適切に行い、商業銀行に対する指導を強化し、人民元クロスボーダー使用政策の最適化を継続し、クロスボーダー人民元業務による实体经济への奉仕・貿易投資利便化の促進の役割を適切に発揮していく。

付屬文書：中國人民銀行 國家發展改革委員會 商務部 國務院國有資產監督管理委員會 中國銀行保險監督管理委員會 國家外匯管理局：クロスボーダー人民元政策のさらなる最適化 貿易・外資安定の支援に関する通知

<p>附件</p> <p>中国人民银行 国家发展和改革委员会          商务部 国务院国有资产监督管理委员会          中国银行保险监督管理委员会 国家外汇管理局          关于进一步优化跨境人民币政策 支持稳外贸稳外          资的通知          银发〔2020〕330号</p> <p>为贯彻落实党中央、国务院关于扎实做好“六稳”工作、全面落实“六保”任务的决策部署，推动形成以国内大循环为主体、国内国际双循环相互促进的新发展格局，进一步发挥跨境人民币业务服务实体经济、促进贸易投资便利化的作用，现就有关事项通知如下：</p> <p><b>一、紧紧围绕实体经济需求，推动更高水平贸易投资人民币结算便利化</b></p> <p>（一）在全国范围内开展更高水平贸易投资便利化试点。境内银行可在“展业三原则”的基础上，凭优质企业提交的《跨境人民币结算收/付款说明》或收付款指令，直接为优质企业办理货物贸易、服务贸易跨境人民币结算，以及资本项目人民币收入（包括外商直接投资资本金、跨境融资及境外上市募集资金调回等）在境内的依法合规使用。</p> <p>境内银行开展更高水平贸易投资便利化试点，应通过省级跨境人民币业务自律机制制定具体实施方案，明确优质企业的认定标准和动态调整机制等风险防控措施，并将具体实施方案向所在地人民银行副省级城市中心支行以上分支机构报备后实施。</p> <p>（二）支持贸易新业态跨境人民币结算。境内银行在满足交易信息采集、真实性审核的条件下，可按相关规定凭交易电子信息为跨境电子商务等贸易新业态相关市场主体提供经常项目下跨境人民币结算服务。支持境内银行与合法转接清算机构、非银行支付机构在依法合规的前提下合作为跨</p>	<p>付属文書</p> <p>中国人民銀行 国家發展改革委員会          商務部 國務院国有資産監督管理委員会          中国銀行保險監督管理委員会 国家外貨管理局          クロスボーダー人民元政策のさらなる最適化          貿易・外資安定の支援に関する通知          銀発〔2020〕330号</p> <p>中国共産党中央委員会・國務院の「六穩（雇用・金融・貿易・外資・投資・期待（マインド）の6つの安定）」業務の着実かつ適切な実施・「六保（雇用・国民生活・市場主体・食糧とエネルギーの安全・産業チェーンとサプライヤーチェーンの安定・社会基盤の運営の6つの保持）」任務の全面的実行に関する方針・手配を徹底・実行し、「国内大循環」を主として、「国内国際双循環」を相互に促進させる新たな発展の枠組み構築を推進し、クロスボーダー人民元業務による実体経済への奉仕・貿易投資利便化の促進の役割をさらに発揮するため、ここに関連事項を以下の通り通知する：</p> <p><b>一、しっかりと実体経済のニーズに基づき、さらにハイレベルな貿易投資に係る人民元決済の利便化推進</b></p> <p>（一）全国範囲内におけるさらにハイレベルな貿易投資利便化試行の実施。国内銀行は、「業務実施三原則」を基礎として、優良企業が提出する《クロスボーダー人民元決済代金受取/支払説明》あるいは代金受払指示により、優良企業のために貨物貿易・サービス貿易に係るクロスボーダー人民元決済、および資本項目人民元収入（外商直接投資資本金・クロスボーダー融資および国外上場による調達資金の還流などを含む）の国内における法に基づきコンプライアンスに準拠した使用を直接取り扱うことができる。</p> <p>国内銀行は、さらにハイレベルな貿易投資利便化試行を行う場合、省級クロスボーダー人民元業務自律機構を通じて具体的な実施プランを制定し、優良企業の認定基準および動態調整メカニズムなどのリスク防止コントロール措置を明確化し、併せて具体的な実施プランを所在地の人民銀行副省级都市センター支店以上の分支機構に報告・備案した後に実施しなければならない。</p> <p>（二）貿易新业态のクロスボーダー人民元決済の支持。国内銀行は、取引情報の収集・真実性審査の条件を充足する場合、関連規定に基づき取引の電子情報によりクロスボーダー電子商取引などの貿易新业态の関連市场主体に經常項目におけるクロスボーダー人民元決済サービスを提供</p>
---	---

境电子商务、市场采购贸易方式、外贸综合服务 etc 贸易新业态相关市场主体提供跨境人民币收付服务。

(三) 根据商事制度改革，及时调整对业务办理及审核的要求。企业办理外商直接投资人民币结算相关业务时，无需提供商务主管部门出具的批准或备案文件。银行可将企业营业执照、市场监督管理等部门系统披露的商事主体登记及备案信息等，作为业务审核、账户开立、企业信息登记依据。企业办理来料加工贸易项目下跨境人民币结算业务时，无需向其境内结算银行提交所在地商务主管部门出具的加工贸易业务批准证。如后续有新的政策变化，应及时对所涉业务资料审核要求、审核流程等内部业务制度进行调整，按新的内部业务制度进行展业。

## 二、进一步简化跨境人民币结算流程

(四) 优化跨境人民币业务重点监管名单形成机制。将“出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单”调整为“跨境人民币业务重点监管名单”，由人民银行会同相关部门更新名单认定标准，完善名单形成制度和流程，支持外贸企业发展。

(五) 支持单证电子化审核。境内银行可使用企业提交的纸质形式或电子形式的收付款指令代替《跨境人民币结算收/付款说明》，企业提交的收付款指令应满足国际收支申报和跨境人民币业务信息报送要求。

境内银行可通过审核企业提交的具有法律效力的电子单证或电子信息为企业办理经常项目下跨境人民币结算业务。银行应确保电子单证或电子信息的真实性、合规性以及使用的唯一性，并在5年内留存电子单证或电子信息备查。

することができる。国内銀行が合法的な中継清算機構・非銀行支払機構と法に基づきコンプライアンスに準拠しているとの前提の下、クロスボーダー電子商取引・市場調達貿易方式・対外貿易総合サービスなどの貿易新業態の関連市場主体にクロスボーダー人民元受払サービスを提供することを支持する。

(三) 商事制度改革に基づく業務取扱および審査要求の適時調整。企業は、外商直接投資人民元決済に関わる業務を行う場合、商務主管部門が発行する批准あるいは備案書類を提供する必要はない。銀行は、企業の営業許可証・市場監督管理などの部門のシステムで開示される市場主体の登記および備案情報などを業務審査・銀行口座開設・企業情報の登記の根拠とすることができる。企業は、来料加工貿易項目におけるクロスボーダー人民元決済業務を行う場合、国内決済銀行に所在地の商務主管部門が発行する加工貿易業務批准証を提出する必要はない。今後、新たな政策による変更がある場合、遅滞なく関連する業務の資料審査要求・審査フローなどの内部の業務制度に対して調整を行い、新たな内部業務制度に基づき業務を実施しなければならない。

## 二、クロスボーダー人民元決済フローのさらなる簡素化

(四) クロスボーダー人民元業務の重点監督管理リスト作成メカニズムの最適化。「輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト」を「クロスボーダー人民元業務重点監督管理リスト」に調整し、人民銀行は、関連部門と共同でリストの認定基準を更新し、リスト作成の制度およびフローを完備し、対外貿易企業の発展を支援する。

(五) 電子エビデンス審査の支持。国内銀行は、企業が提出した紙ベース形式あるいは電子形式の代金受払指示を《クロスボーダー人民元決済代金受取/支払説明》の代わりとして使用することができるが、企業が提出する代金受払指示は、国際収支申告およびクロスボーダー人民元業務情報の送信・報告の要求を充足していなければならない。

国内銀行は、企業が提出した法的効力を有する電子エビデンスあるいは電子情報の審査を通じて企業のために經常項目におけるクロスボーダー人民元決済業務を取り扱うことができる。銀行は、電子エビデンスあるいは電子情報の真実性・コンプライアンス性および使用の唯一性を保証し、併せて5年以内は検査に備えて電子エビデンスあるいは電子情報を保存しなければならない。

(六) 优化跨国企业集团经常项目下跨境人民币集中收付安排。跨国企业集团指定作为主办企业的境内成员企业，可根据实际需要在异地开立人民币银行结算账户，办理经常项目下跨境人民币集中收付业务。

(七) 在全国范围内开展对外承包工程类优质企业跨境人民币结算业务便利化试点。支持银行境内外联动，在“展业三原则”基础上，为对外承包工程类优质企业的货物贸易、服务贸易及境外资金集中管理等业务提供便利化的跨境人民币金融服务，支持对外承包工程类优质企业为确保项目实施而需支付款项的汇出。境内银行开展试点业务，应通过省级跨境人民币业务自律机制明确优质企业的认定标准并制定具体实施方案。

### 三、进一步优化跨境人民币投融资管理

(八) 放宽对部分资本项目人民币收入使用限制。境内机构资本项目人民币收入（包括外商直接投资资本金、跨境融资及境外上市募集资金调回）在符合下列规定的情形下，在国家有关部门批准的经营范围內使用：不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；除另有明确规定外，不得直接或间接用于证券投资；除经营范围中有明确许可的情形外，不得用于向非关联企业发放贷款；不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）。

(九) 便利外商投资企业境内再投资。非投资性外商投资企业在符合现行规定且境内所投资项目真实、合规的前提下，可以依法以人民币资本金进行境内再投资。外商投资企业使用资本项目人民币收入开展境内再投资，被投资企业无需开立人民币资本金专用存款账户，资金使用须遵守本通知第八项的规定。

(十) 取消对外商直接投资业务相关专户管理要求。境外投资者将境内人民币利润所得用于境内

(六) 多国籍企業グループの經常項目におけるクロスボーダー人民元集中受払計画の最適化。多国籍企業グループが主幹企業に指定した国内メンバー企業は、実際のニーズに基づき異地において人民元銀行決済口座を開設し、經常項目におけるクロスボーダー人民元集中受払業務を行うことができる。

(七) 全国範圍内における對外請負工事類優良企業によるクロスボーダー人民元決済業務利便化試行の実施。銀行が国内外で連動して、「業務実施三原則」を基礎として、對外請負工事類優良企業の貨物貿易・サービス貿易および国外資金集中管理などの業務に利便的なクロスボーダー人民元金融サービスを提供することを支持し、對外請負工事類優良企業のプロジェク実施を保証するために支払が必要な送金を支持する。国内銀行は、試行業務を行う場合、省級クロスボーダー人民元業務自律機構を通じて優良企業の認定基準を明確化し、具体的な実施プランを制定しなければならない。

### 三、クロスボーダー人民元投融资管理のさらなる最適化

(八) 一部の資本項目人民元收入の使用制限の緩和。国内機構の資本項目人民元收入（外商直接投資資本金・クロスボーダー融資および国外上場による調達資金の還流を含む）は、下記の規定する状況に合致する場合、国家関連部門が批准した經營範圍内において使用する：直接あるいは間接的に企業の經營範圍以外あるいは国家の法律・法規で禁止する支出に使用してはならない；別の明確な規定がある場合を除き、直接あるいは間接的に証券投資に使用してはならない；經營範圍内に明確な許可がある場合を除き、非関連企業に対する貸付実行に使用してはならない；非自社用不動産の建設・購入のために使用してはならない（不動産企業を除く）。

(九) 外商投資企業の国内再投資の利便化。非投資性外商投資企業は、現行の規定に合致かつ国内で投資するプロジェクトが真実・コンプライアンスに準拠しているとの前提の下、法に基づき人民元資本金により国内再投資を行うことができる。外商投資企業が資本項目人民元收入を使用して国内再投資を行う場合、被投資企業は、人民元資本金専用預金口座を開設する必要はないが、資金の使用は本通知第八項の規定を遵守しなければならない。

(十) 外商直接投資業務関連専用口座の管理要求の取消。国外投資家は、国内人民元利益による

再投資，可将人民币资金从利润分配企业的账户直接划转至被投资企业或股权转让方的账户，无需开立人民币再投资专用存款账户；被投资企业无需开立人民币资本金专用存款账户，资金使用须遵守本通知第八项的规定。

境外投资者以人民币并购境内企业设立外商投资企业或以人民币向境内外商投资企业的中方股东支付股权转让对价款的，相关各中方股东无需开立人民币并购专用存款账户或人民币股权转让专用存款账户。

(十一) 优化对境内企业境外人民币借款业务的管理。境内企业可根据实际需要就一笔境外人民币借款开立多个人民币专用存款账户，也可就多笔境外人民币借款使用同一个人民币专用存款账户办理资金收付。境外借款人民币专用存款账户原则上应当在借款企业注册地的银行开立，对确有实际需要的，借款企业可在异地开立人民币专用存款账户。借款结算行以外的银行在确保真实性的前提下，可为企业办理境外人民币借款还本付息。企业和金融机构境外人民币借款提款币种和偿还币种须保持一致，签约币种根据实际需要可与提款币种和偿还币种不一致。

(十二) 简化对境内企业人民币境外放款业务的管理。境内企业人民币境外放款提前还款额不再计入企业境外放款余额，币种转换因子调整为0.5。调整后的企业境外放款余额计算公式为：企业境外放款余额 =  $\Sigma$  本外币境外放款余额 +  $\Sigma$  外币境外放款余额  $\times$  币种转换因子。

企业将人民币境外放款转为股权投资的，银行须在审核境外直接投资主管部门的核准或备案文件等相关材料后，在人民币跨境收付信息管理系统 (RCPMIS) 进行相应信息变更及登记。

#### 四、便利个人经常项目下跨境人民币收付

(十三) 支持个人经常项目下跨境人民币结算业务开展。支持境内银行在“展业三原则”的基础上，为个人办理经常项目下跨境人民币结算业务，进一步便利个人薪酬等合法合规收入的跨境收付

所得を国内再投資に使用する場合、人民币資金を利益配当企業の口座から被投資企業あるいは持分譲渡者の口座に直接振り替えることができ、人民币再投資専用預金口座を開設する必要はない；被投資企業は、人民币資本金専用預金口座を開設する必要はないが、資金の使用は本通知第八項の規定を遵守しなければならない。

国外投資家が人民币により国内企業を合併買収して外商投資企業を設立、あるいは人民币により境内外商投資企業の中国側株主に持分譲渡の対価を支払う場合、関連する各中国側株主は、人民币合併買収専用預金口座あるいは人民币持分譲渡専用預金口座を開設する必要はない。

(十一) 国内企業の国外人民币借入業務に対する管理の最適化。国内企業は、資金受払のために、実際のニーズに基づき国外人民币借入一件につき複数の人民币専用預金口座を開設することも、複数の国外人民币借入のために一つの人民币専用預金口座を開設することもできる。国外借入人民币専用預金口座は、原則、借入企業の登録地の銀行において開設しなければならないが、確かに実際のニーズがある場合、借入企業は、異地において人民币専用預金口座を開設することもできる。借入決済銀行以外の銀行は、真实性を保證するとの前提の下、企業のために国外人民币借入の元本返金・利息支払を取り扱うことができる。企業および金融機関の国外人民币借入の引出通貨および返済通貨は、一致していなければならないが、契約通貨は、実際のニーズに基づき引出通貨および返済通貨と一致していなくてもよい。

(十二) 国内企業の人民币対外貸付業務に対する管理の簡素化。国内企業の人民币対外貸付の期日前返済額は、今後、企業の対外貸付残高に計上せず、通貨種別転換因数を0.5に調整する。調整後の企業の対外貸付残高計算の公式：企業の対外貸付残高 =  $\Sigma$  人民币・外貨対外貸付残高 +  $\Sigma$  外貨対外貸付残高  $\times$  通貨種別転換因数。

企業が人民币対外貸付を持分投資に変更する場合、銀行は、国外直接投資主管部门の批准あるいは備案書類などの関連資料の審査後、人民币クロスボーダー受払情報管理システム (RCPMIS) において相応する情報の変更および登記を行わなければならない。

#### 四、個人經常項目におけるクロスボーダー人民币受払の利便化

(十三) 個人經常項目におけるクロスボーダー人民币決済業務実施の支持。国内銀行が「業務実施三原則」を基礎として、個人のために經常項目におけるクロスボーダー人民币決済業務を取り

<p>业务。</p> <p>(十四) 便利个人人民币银行结算账户接收港澳同名汇款。境内银行可为香港、澳门居民开立个人人民币银行结算账户，用于接收香港、澳门居民每人每日8万元额度内的同名账户汇入资金，境内银行应确保汇入及汇出资金使用符合现行规定，其中汇入资金仅可用于境内消费性支出，不得购买有价证券、金融衍生品、资产管理产品等金融产品。</p> <p><b>五、便利境外机构人民币银行结算账户使用</b></p> <p>(十五) 便利境外机构人民币银行结算账户接收境外资金。扩大境外机构人民币银行结算账户的收入范围，可接收从境外同名账户汇入的人民币资金。除另有规定外，从境外汇入的人民币资金不得购汇。</p> <p>境内银行应不断丰富人民币金融产品，为市场主体在对外经贸活动和国际合作领域中使用人民币提供高效便捷的金融服务，同时按照《中华人民共和国反洗钱法》和其他有关规定，在办理跨境人民币业务时，应切实履行反洗钱、反恐怖融资、反逃税义务。境内银行未按规定办理跨境人民币业务的，中国人民银行及其分支机构可根据《中华人民共和国中国人民银行法》第三十二条、第四十六条相关规定依法对境内银行进行处罚。</p> <p>本通知自2021年2月4日起实施。《中国人民银行关于内地银行与香港和澳门银行办理个人人民币业务有关问题的通知》（银发〔2004〕254号）第九条，《跨境贸易人民币结算试点管理办法实施细则》（银发〔2009〕212号文印发）第十六条，《外商直接投资人民币结算业务管理办法》（中国人民银行公告〔2011〕第23号公布）第五条、第七条、第八条、第九条、第十五条、第二十一条，《中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》（银发〔2012〕165号）第五条、第六条、第八条、第九条、第十一条、第十四条、第十六条，《中国人民银行 财政部 商务部 海关总署 国家税务总局 中国银行业监督管理委员会</p>	<p>扱い、個人の報酬などの合法かつコンプライアンスに準拠した収入のクロスボーダー受払業務をさらに利便化することを支持する。</p> <p>(十四) 個人の人民元銀行決済口座による香港・マカオからの同名義送金の受取利便化。国内銀行は、香港・マカオの居住者のために個人人民元銀行決済口座を開設し、香港・マカオの居住者の一人当たり一日8万円の限度額内の同名義口座から入金される資金の受取に使用することができ、国内銀行は、入金および送金資金の使用が現行の規定に合致していることを保証しなければならず、このうち入金資金は、国内の消費性支出にのみ使用可能であり、有価証券・デリバティブ商品・資産管理商品などの金融商品を購入してはならない。</p> <p><b>五、国外機構の人民元銀行決済口座利用の利便化</b></p> <p>(十五) 国外機構の人民元銀行決済口座による国外資金の受取利便化。国外機構の人民元銀行決済口座の収入範囲を拡大し、国外同名義異口座から入金される人民元資金を受け取ることができる。別の規定がある場合を除き、国外から入金された人民元資金は、外貨転してはならない。</p> <p>国内銀行は、人民元金融商品を絶えず充実させ、市場主体の対外経済貿易活動および国際協力分野における人民元使用のために高効率かつ利便的な金融サービスを提供すると同時に、《中華人民共和国アンチマネーロンダリング法》およびその他の関連規定に基づき、クロスボーダー人民元業務を行う際に、アンチマネーロンダリング・アンチテロ融資・反脱税の義務を適切に履行しなければならない。国内銀行が規定に基づきクロスボーダー人民元業務を取り扱っていなかった場合、中国人民银行およびその分支機構は、《中華人民共和国中国人民银行法》第三十二条・第四十六条の関連規定に従い法に基づき国内銀行を処罰する。</p> <p>本通知は、2021年2月4日より実施する。《中国人民银行：中国本土の銀行と香港およびマカオの銀行の個人人民元業務取扱関連問題に関する通知》（銀発〔2004〕254号）第九条、《クロスボーダー貿易人民元決済試行管理弁法実施細則》（銀発〔2009〕212号文にて印刷・公布）第十六条、《外商直接投資人民元決済業務管理弁法》（中国人民银行公告〔2011〕第23号にて公布）第五条・第七条・第八条・第九条・第十五条・第二十一条、《中国人民银行：外商直接投資人民元決済業務オペレーション細則の明確化に関する通知》（銀発〔2012〕165号）第五条・第六条・第八条・第九条・第十一条・第十四条・第十六条、《中国人民银行</p>
---	--

<p>会关于出口货物贸易人民币结算企业管理有关问题的通知》（银发〔2012〕23号），《中国人民银行关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》（银发〔2012〕183号）第四条，《中国人民银行关于跨国企业集团开展跨境人民币资金集中运营业务有关事宜的通知》（银发〔2014〕324号）第十三条，《中国人民银行关于进一步明确境内企业人民币境外放款业务有关事项的通知》（银发〔2016〕306号）第五条，《中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》（银发〔2017〕9号）第七条等相关规定与本通知不一致的，以本通知为准。</p> <p style="text-align: center;">中国人民银行 发展改革委 商务部          国资委 银保监会 外汇局          2020年12月31日</p>	<p>財政部 商務部 税関総署 国家税務総局 中国銀行業監督管理委員会：輸出貨物貿易人民元決済企業の管理関連問題に関する通知》（銀発[2012]23号）、《中国人民銀行：国外機構の人民元銀行決済口座の開設および使用関連問題に関する通知》（銀発[2012]183号）第四条、《中国人民銀行：多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運用業務の実施関連事項に関する通知》（銀発[2014]324号）第十三条、《中国人民銀行：国内企業の人民元対外貸付業務関連事項のさらなる明確化に関する通知》（銀発[2016]306号）第五条、《中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項に関する通知》（銀発[2017]9号）第七条などの関連規定が本通知と一致しない場合、本通知に準じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">中国人民銀行 發展改革委員会 商務部          国資委員会 銀保監会 外管局          2020年12月31日</p>
---	---